

無許可で製造された化粧品を販売・授与することは禁止されています！

○人の身体に使用するためのせっけん※は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）」に基づく化粧品に該当し、製造し販売するには許可が必要です。

※他にもハンドクリーム、入浴剤など、身体の清潔、美化するために身体に使用されるものは「化粧品」です

- ・自宅で作った化粧品を、インターネットやフリーマーケットで販売する
- ・自分で作った化粧品を、他の人へプレゼントする など

許可を得ないで製造したものを、他の人に販売したり、授与（無償でプレゼント）することはできません。

○外国で製造された化粧品を輸入して、日本で販売する場合にも「化粧品製造業」と「化粧品製造販売業」の許可が必要になります。

輸入製品の外包に、日本語表記のラベルを貼付する必要があります。

○許可を得ないで化粧品を製造していたり、製造販売していた場合は、法第12条、法第13条に違反します。

罰則（法第84条、法第86条）

- ・許可を得ないで化粧品を製造していた場合
法第13条違反・・・1年以内の懲役若しくは100万円以下の罰金
- ・許可を得ないで化粧品を製造販売していた場合
法第12条違反・・・3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

化粧品製造業、化粧品製造販売業の許可に関する問い合わせは、こちらまで

岐阜県健康福祉部薬務水道課生産指導監視係

TEL:058-272-1111（内線2585）